

## さんさん祭り2021～明日へ!つながる ひととひと～

問津山男女共同参画センター「さん・さん」(アルネ・津山5階) ☎31-2533

さんさん祭りは、性別にとらわれることなく、いきいきと暮らすことができる社会を目指すイベントです。

男女共同参画などをテーマにした学習会やスワッグ(※)作りの体験コーナー、利用団体による作品発表があります。

とさ 7月10日(日)午前10時～午後5時、  
1日 10時～13時  
ところ アルネ・津山4階＝市立図書館前ホール、文化展示ホール、5階＝さん・さん

※スワッグとは、ハーブなどを束ね、家につるす飾りのこと



**開催中止**

## つやま見守ろうねット協力事業者募集

問高齢介護課(市役所1階11番窓口) ☎32-2070、FAX 32-2153、✉kaigo@city.tsuyama.lg.jp

市は、地域の企業や事業者と連携し、高齢者や障害者などを地域全体で見守る仕組み「津山市見守り協定(つやま見守ろうねット)」の構築に取り組んでいます。「つやま見守ろうねット」に協力する事業者を募集します。

**申込方法** 窓口に備え付けの申込用紙(市ホームページから印刷可)に必要事項を記入し、Eメール、ファクスまたは窓口で直接申し込む

※令和3年3月時点で67事業者(市ホームページに掲載)と協定を結び、支援が必要な人の発見、把握につなげています

### つやま見守ろうねットの流れ

1. 見守り協力事業者が異変を発見(高齢者・障害者・子どもなど)
2. 見守り協力事業者が高齢介護課に連絡
3. 高齢介護課が関係機関に連絡
4. 高齢者・障害者・子どもなどに必要な支援を実施



## 認知症サポーター養成講座

問津山市地域包括支援センター(市役所1階) ☎23-1004

認知症サポーターとは、認知症の人とその家族の「応援者」です。認知症を正しく学び、認知症の人との接し方など、講座を通して考えませんか。

**対象** 団体(地域住民、学校、企業、商店など)

**参加人数** 10人以上

**料金** 無料

**申込方法** 窓口に直接申し込む

※10人未満で希望する場合は、ご相談ください

### 講座内容(90分)

- 認知症サポーターとは?
- 認知症について(症状、治療、対応方法など)
- 認知症の人との接し方

※講習終了後、認知症サポーターの“あかし”になる「オレンジリング」を贈呈します。



※5月31日現在の情報です。中止・変更する場合がありますので、事前にご確認ください

## 後期高齢者医療保険料の決定、保険証・限度額証の更新

問〒708-8501津山市山北520医療保険課(市役所1階8番窓口) ☎32-2073、各支所・出張所

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)の人を対象にした医療制度です。保険料は前年中の所得で決定します。7月中旬に送る決定通知書に記載の納付方法で納めてください。

### 保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 46,600円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{総所得金額など} - 43万円) \times 9.17\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たりの保険料(年額)} \\ \hline \text{※最高限度額64万円} \\ \hline \end{array}$$

※低所得者世帯の均等割が7.75割軽減だった人は、7割軽減に変わります

### 保険料の納め方

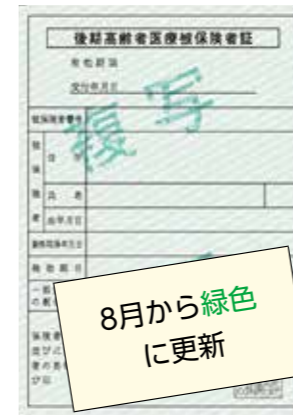
**特別徴収** 年金から直接引かれる

**普通徴収** 市内の金融機関、郵便局(中国地方5県のみ)、コンビニエンスストアで納付書を使って納めるか、口座振替で納める

### 保険証の更新

現在の保険証(クリーム色)は、7月31日まで有効です。

新しい保険証(緑色)は、自己負担割合(1割または3割)を前年の所得で再判定し、7月下旬に送付します。8月以降、病院を受診する際は、新しい保険証を使ってください。

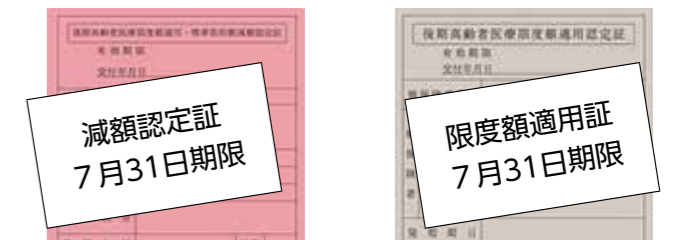


※期限を過ぎた保険証・限度額適用認定証などは、細かく破るなど処分してください(返送不要)

### 限度額適用認定証などの更新

限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)、限度額適用認定証(灰色)は、7月31日まで有効です。

新しい認定証は、7月下旬に送付します。※世帯内で所得の申告をしていない人がいる場合、所得の簡易申告書の提出が必要です。該当の人は6月に通知しています



## 60～64歳の人へ 国民年金 高齢任意加入制度

問津山年金事務所(田町) ☎31-2360、市民窓口課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072、各支所・出張所

対象の人は、国民年金(老齢基礎年金)の受給額を増やすことができます。

**対象** 次のすべてに当てはまる人

- ①国内に住所がある60～64歳
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない
- ③20～59歳の年金保険料の納付月数が480月未満
- ④厚生年金保険や共済組合などに加入していない

※申請した月から加入できます

**納付方法** 口座振替

**持ってくるもの**

- 個人番号(マイナンバー)が分かるものか年金手帳
- 顔写真付きの身分証明書
- 預金口座が分かるものと届出印
- 離職票(離職直後の場合)

**月額保険料** 16,610円(付加保険料月額400円上乘せ可)

※付加保険料は、年金を2年以上受け取った場合、支払った額以上の年金を受け取ることができます